

## 柴議告示第 1 号

柴田郡柴田町条例改廃請求に伴う事件の審議に当たって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項及び第2項に規定する請求代表者の意見を述べる機会は、次のとおりとする。

平成24年12月10日

柴田町議会議長 我妻弘国

- 1 日 時 平成24年12月13日（木）  
午前10時30分
- 2 場 所 柴田町議会議事堂
- 3 案件名 仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民  
投票条例
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 3人以内
- 5 意見を述べる時間 全体で30分以内